

移住及び定住の促進並びに空き家対策に係る連携協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と株式会社北海道銀行（以下「乙」という。）は、移住及び定住の促進並びに空き家対策に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、札幌市における北海道外からの移住及び定住の促進並びに空き家対策に関し、相互の連携を更に強化しながら、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより、誰もが安心して暮らせる札幌のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 札幌市への移住促進に関する事
- (2) 札幌市における定住促進に関する事
- (3) 空き家対策に関する事

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施に当たり、甲と乙の間で、詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされない限り、本協定は同一条件で更に年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定の運用等に疑義が生じた場合は、両者において協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月21日

札幌市中央区北1条西2丁目

甲 札幌市

札幌市長

秋元克広



札幌市中央区大通西4丁目1番地

乙 株式会社北海道銀行

取締役頭取

近藤 晶博

